

「小学校・中学校特別支援学級児童生徒就学奨励費」のお知らせ

日の出町教育委員会

◎目 的

日の出町では、特別支援学級に在籍している児童及び生徒の保護者に対して特別支援教育の円滑な実施を図るため教育費の一部について援助をしております。

※この奨励費は、教育の機会均等の精神に基づき、特別支援を要するすべての児童生徒が義務教育を受けることができるよう配慮し、上記学校納付金等に対し、その一部を援助するものであり生活費としての援助ではありません。

1. 就学奨励費を受けることができる家庭

特別支援学級に在籍する学齢児童・生徒の保護者（収入の制限あり）。

※申請された書類に基づき、日の出町教育委員会が審査し、必要に応じ学校長等の意見を聴取しながら援助の可否について決定します。収入の目安はおおむね次の表のとおりですが、世帯員の構成、年齢により異なります。

世帯員の人数	世帯員の構成（年齢）	収入の基準額
4 人	父（42）母（37）子（13・9）	総収入が約610万円以下

2. 受けられる援助

学用品費等・新入学児童生徒学用品費等・修学旅行費・学校給食費・校外活動費・通学費

※ただし、生活保護法に基づく保護を受けている家庭は、校外活動費（宿泊有）・修学旅行費のみの支給となります。

3. 申請方法

別紙「令和6年度特別支援就学奨励費申請書」に必要事項を記入の上、必要書類を添付して

令和6年5月7日（火）までに

担当へ提出して下さい（申請書は1世帯1枚です）。

※提出期限を過ぎた場合でも申請できますが原則、認定が決定した日の属する月の初日からの認定となるため、申請した翌月からの認定となる場合があります。

4. 通学費の申請方法

公共の交通機関を利用して通学する場合は、通学定期券購入時の領収書が必要です。期間、料金、使用者名がわかるものをご提出ください。

支払学期	提出締め切り
1学期末	6月末
2学期末	11月末
3学期末	2月末

5. 必要書類

同一世帯で収入がある方について、住民税の課税状況等令和5年分の収入調査をいたします。

令和6年1月1日以降に日の出町に転入された方については、下記の書類いずれか1通を必ず添付して下さい。

- ① 令和5年分 給与所得の源泉徴収票の写し
- ② 令和6年度 町(区市村)民税・都民税申告書の控えの写し
- ③ 令和6年度 住民税課税（非課税）証明書

(注)・世帯の収入額が認定倍率を積算する上での基準になるため、所得の申告が条件となります。

- ・認定は年度ごとに行います。前年度認定された方についても改めて申請が必要です。
- ・前年度の学校納付金の未納者については、認定されないことがあります。
- ・認定されなかった場合でも、通学定期券の実費を支給いたします。

5. 認定結果

認定結果については、後日各家庭に通知します。認定されますと、就学奨励費は年3回、各学期末に支給されます。途中認定の場合は、原則的に認定が決定した月の属する学期からとします。ただし、転入者についてはこの限りではありません。

(担当)

日の出町教育委員会

学校教育課 指導室 指導・学務係

電話 042-588-5649 (直通)